

商標法第4条第1項第11号に係る拒絶理由の開示

商標法第4条第1項第11号に係る拒絶理由の引用商標の表示については、以下の方針によることとする。

1. 商標法第4条第1項第11号に係る拒絶理由通知において、既に、商標公報に掲載され出願公開されている商標又は登録時の商標公報に掲載されている商標を拒絶理由に引用する場合には、原則として、引用商標を特定する出願番号又は登録番号のみを表示することとし、「商標」及び「指定商品又は指定役務」は記載しないこととする。
 2. 拒絶理由通知における引用商標の具体的表示方法については以下のとおりとする。
 - (1) 平成12年1月以降に出願されたものであって、登録されておらず、かつ、商標公報（出願公開）に掲載されている商標（国際商標登録出願を含む。）を引用する場合には、出願番号（※）のみを表示する。
 - (2) 平成12年1月以降に出願されたものであって、登録された商標（国際商標登録出願に基づく登録を含む。）を引用する場合には、登録番号（※）を表示すると共に出願番号を併記する。
 - (3) 平成11年12月以前に出願されたものであって、登録されていない場合又は登録されているが商標公報の発行がされていない場合の商標を引用する場合には、出願番号又は登録番号と共に、引用する「商標」及び「指定商品又は指定役務」を表示する。
 - (4) 平成11年12月以前に出願されたものであって、既に、商標公報が発行されている商標を引用する場合には、登録番号を表示すると共に出願番号又は出願公告されたものについては出願公告番号を併記する。
- (※) 国際商標登録出願又は国際商標登録出願に基づく登録の場合にはその国際登録番号を表示する。また事後指定の場合には、国際登録番号を表示すると共に事後指定日を併記する。

【備考】 本取扱いは、国際商標登録出願には適用しない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準](#)